



公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めた ため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年10月3日

大館市長 石田 健佑

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理	所在・地番	林班/小班	地目	面積	経営管理権
番号				(ha)	の終期
集 R7-1	大館市比内町独鈷字小倉沢 57番	23/111	山林	0.49	令和 28 年 3 月 31 日
	大館市比内町独鈷字小倉沢 67番	23/116		0.10	
	大館市比内町独鈷字小倉沢 75番	23/90		0.09	

2 縦覧場所

大館市産業部林政課

3 本公告により、大館市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。